平成２１年（フ）第３９８号
群馬県藤岡市下戸塚84番地３
債務者　関口富美子（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第５２４号
埼玉県日高市大字下鹿山13番地13
債務者　武村　千歳
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６６３号
神奈川県厚木市愛甲1131番地、前住所神奈川県伊勢原市三ノ宮1041番地の９
債務者　皆川　　実
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６８３号
神奈川県秦野市大秦町３番13号　カーサ・タイシン102号
債務者　子安　　充
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７２６号
神奈川県伊勢原市池端176番地の１　ハイツサニーサイド201号
債務者　長谷川真二
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６０３号
岐阜市野一色４丁目19番１―201号ハイツ長森
債務者　佐々木亮子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６０６号
岐阜市鏡島西３丁目１番３号
債務者　宮井　一正
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６０７号
岐阜市鏡島西３丁目１番３号
債務者　宮井　和仁
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４０９号
静岡県三島市加茂川町１番22号　ハイツ加茂川Ｃ―203、前住所静岡県三島市加茂川町14番１号　シャルマンコーポ三島821
債務者　鶴澤　俊治
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４２６号
静岡県沼津市花園町14番地の７　椎田マンションＡ―104号
債務者　岡山　浩治
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４３２号
静岡県沼津市日の出町８番４号
債務者　高橋　康浩
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４５０号
静岡県御殿場市萩原201番地の１　ハイム河村201、前住所静岡県御殿場市御殿場561番地
債務者　佐々木富左子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４５４号
静岡県三島市本町９番22号　ベルシャトレ301
債務者　荒川　弘毅
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４６０号
静岡県熱海市上多賀444番地の２　カーサーマリーナ上多賀203号
債務者　増山仁一郎
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２３５６号
名古屋市南区中割町４丁目102番地の３
債務者　土方こと　土方　惠美
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４７０号
愛知県春日井市花長町２丁目28番地10　コーポ花長202号
債務者　内野塗装工事店こと　内野日出男
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４７１号
愛知県春日井市花長町２丁目28番地10　コーポ花長202号
債務者　高橋　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部